

## エコマーク商品類型 No.123 「建築製品（内装工事関係用資材）Version2.15」 認定基準書

## 分類 D-4 ～アコーディオンドア～

(公財)日本環境協会  
エコマーク事務局

## 1. 認定基準制定の目的

本商品類型は、2002年4月20日制定のエコマーク商品類型 No.123「再生材料を使用した建築用製品」を見直し、従来、再生材料を使用した製品を主として推奨してきたものから、有害化学物質の使用抑制、省エネルギーといった観点など、製品ライフサイクルの概念の導入に伴う環境配慮の総合的評価を行い、あらためて認定基準として制定したものである。

社会状況においても、循環型社会形成推進基本法ならびにグリーン購入法などが制定され、建設業界は、標準的な指針などとして「建設業におけるグリーン調達ガイドライン」(2002年7月)を作成し、より積極的な環境保全活動を推進する取組みを示している。このような状況を踏まえ、エコマークでは引き続き建築製品について採り上げ、環境に配慮した建築製品の普及推進を図る。

## 2. 適用範囲

アコーディオンドア

上吊りレールによって支持され、全体が一定のピッチで伸縮する機構を有するもの。ただし、電気を使用する製品は、対象外とする。

## 3. 用語の定義

再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程(工場)内で原料として使用されるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
再生プラスチック材料	高分子物質を主成分とする再生材料。マテリアルリサイクルの過程で、ポリマーと分別することのできない可塑剤などの添加剤が混合している再生材料も再生プラスチック材料とする。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。

添加剤	製品に新しい性質を与えたり、不足している性質を補ったりするために加えるもの。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収(サーマルリサイクル)は含まない。
リサイクル繊維	ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維。
ポリマーリサイクル繊維	プレコンシューマ素材およびポストコンシューマ素材の再生処理フレークまたは、ペレットなどを利用してリサイクルされた樹脂からつくられた繊維
プレコンシューマ素材	合成高分子製品や合成繊維製品を製造する工程の廃棄ルートから発生した廃棄物。ただし、原料として同一の工程(工場)内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ素材	使用後に廃棄された PET ボトルなどの合成高分子製品や合成繊維製品。使用済みの梱包材料を含む。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステル素材の使用済み製品およびプレコンシューマ素材のポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーからなる繊維。

#### 4. 認定の基準と証明方法

##### 4-1. 環境に関する基準と証明方法

- (1) 製品は、再生プラスチックまたはリサイクル繊維の合計質量が、製品全体の総質量（上吊レール、伸縮機構、フレーム等を除く）の50%以上であること。

**【証明方法】**

申込者は製品に配合している再生材料の種類と配合率に関する証明書を提出すること。また、原料供給者発行の原料供給証明書を提出すること。

- (2) 製品は、繊維において、別表1に示す染料を処方構成成分として添加していないこと。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。

- (3) 製品は、重金属など有害物質の溶出量について、土壤汚染対策法施行規則（平成14年、環境省令第29号）別表第三に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、セレンに関する溶出量基準に適合すること。  
ただし、金属、紙、繊維および木材については、本項目を適用しない。

## 【証明方法】

製品からの当該物質の溶出について、第三者試験機関または自社などによる試験結果を提出すること。材料毎に試験を行う場合は、当該物質を含有しないことが明らかな材料については、材料事業者または申込者による当該物質を含有しないことの証明でも可とする。ただし、再生材料については試験を省略できない。

- (4) 接着剤を使用した製品は、製品出荷時にトルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンの放散について、「建材からのVOC放散速度基準（建材からのVOC放散速度基準化研究会）」を満たすこと（表1）。

表1 VOC放散速度基準値

対象VOC	放散速度基準値( $\mu\text{g}/\text{m}^2\text{h}$ )
トルエン	38
キシレン	120
エチルベンゼン	550
スチレン	32

## 【証明方法】

トルエン、キシレン、エチルベンゼンおよびスチレンの放散について、第三者機関または自社などによるJISA 1901「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法—小型チャンバー法」に従う試験結果、または日本接着剤工業会（JAIA）の4VOC基準適合商品登録証明書あるいはMSDS等のJAIA登録番号が確認できる内容を提出すること。なお、対象VOCを処方構成成分として添加していない製品は、当該物質の添加のないことを示す製造事業者発行の証明書を提出することにより試験を免除することを可とする。

- (5) 接着剤、塗料を使用した製品は、ホルムアルデヒドの放散について、当該製品または使用されている接着剤および塗料がそれぞれJIS規格、JAS規格によるF☆☆☆☆等級または、国土交通大臣認定による規制対象外に相当であること。つまり、以下のaあるいはbの数値基準を満たしていること。

- a. JIS A 1460 「建築用ボード類のホルムアルデヒド放散量の試験方法—デシケータ法」により測定したホルムアルデヒド放散量が平均値：0.3mg/l 以下、最大値：0.4mg/l以下であること。
- b. JIS A 1901 「建築材料の揮発性有機化合物（VOC）、ホルムアルデヒド及び他のカルボニル化合物放散測定方法—小型チャンバー法」により測定したホルムアルデヒド放散速度が $5\text{mg}/(\text{m}^2\cdot\text{h})$  以下であること。

ただし、以下の通り、cも認めることとする。

- c.接着剤および塗料でJIS規格あるいはJAS規格に定められる材料にあつては、該当

する個別の規格に定められるガラスデシケータ法による測定結果を所定の計算式により換算したホルムアルデヒド放散速度が $5\mu\text{g}/(\text{m}^2\cdot\text{h})$  以下であることを数値基準として用いてもよい。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。

建築基準法に定めるホルムアルデヒド発散建築材料を使用せず、ホルムアルデヒドに関する規制に該当しない製品は、付属証明書へ当該材料を使用せず、当該規制に該当しないことを記入すること。

建築基準法に定めるホルムアルデヒド発散建築材料を使用した製品は、JIS規格に基づく試験結果、F☆☆☆☆等級であることの証明書または国土交通大臣認定による規制対象外であることの説明資料を提出すること。

- (6) ポリマー骨格にハロゲンを含むプラスチックを処方構成成分として添加している製品に該当する場合は、使用済み製品のプラスチック部分の70%以上が回収されること。さらに、回収されたプラスチック部分の70%以上が、マテリアルリサイクルされていること。なお、ハロゲンを含むプラスチックを使用した製品であっても、使用期間が平均して20年以上の製品については、本項目の適用を除外する。

**【証明方法】**

申し込み商品が本基準項目に該当するかどうかを付属証明書に記載し、該当する場合は、廃棄時に回収とリサイクルまたは20年以上の継続使用が確実に行われることを証明した文書を提出すること。なお、使用契約締結後、事務局より申込者に回収率の報告を求める（または監査を行う）ことがあり、申込者はそれに協力しなければならない。

- (7) 製品は、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルを有し、施工者および建築物の所有者が閲覧できること。

**【証明方法】**

申込者は付属証明書へ本項目への適合状況を記入し、施工、使用、維持・管理、解体、廃棄、リサイクルに関するマニュアルの見本を提出すること。施工からリサイクルまでのライフステージのうち、マニュアルへの記載をすることができない箇所については、理由を説明すること。

- (8) 使用後さらにリサイクルできること。複合材料によるものは、異種材料間の分離が容易な配慮がなされていること。

**【証明方法】**

主材料のリサイクル方法、異種材料の分離方法について説明すること。

- (9) 申込者は、エコマーク認定製品の修理を行う体制を整備していること。体制の整備は、次のいずれかまたは両方によること。①製品は修理が可能であり、申込製品の生産中止後、最低10年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと。②ユーザが破損した部品を交換できるよう工夫されており、当該交換用部品の供給期間が生産終了後、最低10年間確保されていること。

**【証明方法】**

エコマーク認定製品の修理を行う体制を整備していることの証明として、次の①、②のいずれかの証明書または資料を提出すること。また、取扱説明書、製品ラベル、パンフレットなどユーザが容易に参照できる媒体に修理・部品交換に関する情報（ユーザ自身で行えるトラブルへの対処方法、修理・部品交換の範囲、必要な期間、修理に関する窓口の連絡先、問合せ先）を記載している部分を提出すること。

- ①申込製品の生産中止後10年間以上は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うことに関する証明書  
 ②交換用部品の供給期間が、申込製品の生産終了後10年間以上確保されていることに関する証明書、およびユーザが交換用部品を発注した時点から、交換用部品が手元に届くまでの処理の流れと必要日数に関する説明書

- (10) 製品に難燃剤を使用する場合には、PBB（ポリ臭化ビフェニール）、PBDE（ポリ臭化ジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状C数が10～13、含有塩素濃度が50%以上）を処方構成成分として添加しないこと。

抗菌剤については可能な限り使用のないこと。使用する場合には、一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会の抗菌性能基準使用登録制度等の認証を受けていること。

**【証明方法】**

申込者は、付属証明書へ本項目への適合状況を記入すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。抗菌剤を使用している場合には、認証書の写しを提出すること。

- (11) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大气汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。  
 また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。  
 なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

**【証明方法】**

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下の a.および b.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の 1)~5)の資料(記録文書の写し等)
  - 1)工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
  - 2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
  - 3)記録文書の保管について定めたもの
  - 4)再発防止策(今後の予防策)
  - 5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

#### 4-2. 品質に関する基準と証明方法

(12) 品質については、自社規格などに適合していること。

**【証明方法】**

申込者は、自社規格などに適合していることの証明書を提出すること。

#### 5. 商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込単位)は、ブランド名毎とする。色、寸法の大小による区分は行わない。

(2) マークの下段表示は、下記に示す環境情報表示とする。ただし、「エコマーク使用の手引」(2011年3月1日制定施行)に従い、マークと認定情報による表示(Bタイプの表示)を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

環境情報表示は、二段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「再生材料を使用○○%」もしくは「再生材料を使用○○%以上」、二段目に再生材料の名称として「プラスチック」または「繊維」(複数の場合、多い順に上位2種まで)と記載すること。○○%は上吊レール、伸縮機構、フレーム等を除く製品全体に占める再生材料の数値を記載すること(小数点以下は切り捨てとする。同一商品区分内で再生材料の配合率が異なる場合には、同一商品区分の最低値を表記すること)。なお、○○%は基準値を下限に、扱いやすい数値に整えることも可とする。

以下に例を示す。



(株)××××(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号

第〇〇〇〇〇〇〇〇号(数字のみでも可)

---

2007年 5月 5日	制定(Version2.0)
2008年 2月 25日	改定(分類 D-4 の追加 Version2.4)
2008年 8月 21日	改定(4-1.(9)version2.5)
2010年 3月 15日	有効期限延長
2011年 3月 1日	改定(5. (2)version2.9)
2012年 4月 1日	改定(4-1. (4)version2.10)
2012年 6月 15日	改定(5. (3)削除、4-1. (10)追加 version2.12)
2016年 3月 15日	有効期限延長
2022年 12月 31日	有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

## 別表 1

## 染料

以下の a、b および c に示す染料を処方構成成分として添加していないこと。  
羊毛以外の繊維は、クロム系染料を処方構成成分として添加していないこと。  
証明方法として、製品を染色する工場長の発行する証明書を提出すること。

a. 分解して下記の発癌性アミン類を生成する可能性があるアゾ系染料

(ドイツ食品日用品法第 35 条に基づく公的試験方法集成で定められた分析方法により下記のアミン  
の 1 つ以上が製品 1kg 当たり 30mg を超えて検出されるもの)

発癌性ランク (A 1)		
92-67-1	4-aminobiphenyl	C1(EU),1(NTP,IARC)
92-87-5	Benzidine	C1(EU),1(NTP,IARC)
95-69-2	4-chloro-o-toluidine	2A(NTP,IARC)
91-59-8	2-naphthylamine	C1(EU),1(NTP,IARC)
発癌性ランク (A 2)		
97-56-3	o-aminoazotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
99-55-8	2-amino-4-nitrotoluene	3(NTP,IARC)
106-47-8	4-chloroaniline	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
615-05-4	2,4-diaminoanisole	2B(NTP,IARC)
101-77-9	4,4'-diaminodiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
91-94-1	3,3-dichlorbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-90-4	o-dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
119-93-7	o-tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
838-88-0	4,4'-diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
120-71-8	p-cresidine	2B(NTP,IARC)
101-14-4	4,4'-diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane	C2(EU), 2A(NTP,IARC)
101-80-4	4,4'-diaminodiphenylether	2B(NTP,IARC)
139-65-1	4,4'-diaminodiphenylsulfide	2B(NTP,IARC)
95-53-4	o-toluidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-80-7	2,4-diaminotoluene	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
137-17-7	2,4,5-trimethylaniline	
90-04-0	o-anisidine	C2(EU), 2B(NTP,IARC)
95-68-1	2,4-xylydine	3(NTP,IARC)
87-62-7	2,6-xylydine	2B(NTP,IARC)
60-09-3	4amino-azo-benzene	C2(EU)



## b. 発癌性染料

569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	C2(EU), 2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150	2B(NTP,IARC), Oeko-Tex
6459-94-5	C.I. ACID RED 114	CI 23635	2B(NTP,IARC)
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610	C2,R3(EU),2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235	C2,R3(EU), 2A(NTP,IARC), Oeko-Tex
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120	C2,R3(EU) , Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	Oeko-Tex

## c. 皮膚感作性染料

2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505	ETAD, Oeko-Tex
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 106		ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 124		ETAD, Oeko-Tex
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855	ETAD, Oeko-Tex
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005	ETAD, Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 37		ETAD, Oeko-Tex
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110	ETAD, Oeko-Tex
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500	Oeko-Tex
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500	Oeko-Tex
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE BLUE 102		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE ORANGE 76		Oeko-Tex
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210	Oeko-Tex
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375	Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 39		Oeko-Tex
	C.I. DISPERSE YELLOW 49		Oeko-Tex

参考： 国際がん研究機関(IARC)  
 米国国家毒性プログラム(NTP)  
 EU Directive 76/769/EC  
 EU Directive 2002/61/EC  
 染料および有機顔料製造会社会毒物学協会(ETAD)  
 Oeko-Tex Standard 100